

茨城県企業局建設業者表彰規程

平成14年 3月29日
茨城県企業局告示第1号

改正

令和2年9月28日 企業局告示第2号

茨城県企業局建設業者表彰規程を次のように定める。

茨城県企業局建設業者表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、建設業の健全な振興発展に資するため、県企業局が発注した建設工事（緊急修繕工事を含む）を誠意をもって適正に施工し、優秀な成績で完成した建設業者及び主任（監理）技術者に対して、企業局長が表彰することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

2 この規程において「建設業者」とは、法第2条第3項に規定する建設業者をいう。

3 この規程において「主任（監理）技術者」とは、法第26条第1項に規定する主任技術者及び同条第2項に規定する監理技術者をいう。

(表彰の対象となる工事及び候補者の推せん)

第3条 表彰の対象となる建設工事は、当該ほう賞年度の前年度において完成したものとする。

2 建設工事を行う施設課長及び水道事務所長は、前項に規定する建設工事を施工した建設業者のうち原則として県内建設業者及びその施工に係る主任（監理）技術者の中から表彰候補者を選定し、企業局長に推せんするものとする。

(表彰を受ける者の決定)

第4条 企業局長は、前条の推せんに基づき、第6条に規定する審査会の選考を経て、表彰を受ける者を決定する。

(表彰の方法)

第5条 企業局長は、前条の規定により表彰を受ける者と決定した建設業者及び主任（監理）技術者に対し、表彰状を贈呈する。

2 企業局長は、前項に規定する表彰のほか、顕著な取り組みを行ったものと認められる建設業者及び主任（監理）技術者に対し、特別表彰を行うことができる。

3 水道事務所長は、第3条第2項の規定により推薦した主任（監理）技術者のうち、前条の規定により企業局長の表彰を受ける者を除いた者で、かつ管内の工事に従事した者から選定した主任（監理）技術者に対し、表彰を行う。

(審査会)

第6条 表彰を受ける者を選考するため、企業局建設業者表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 企業局次長、総務課長、総務課企画経営室長、業務課長、施設課長、首席検査監

(2) 土木、建築の分野に関し高度な専門的知識を有する者のうち企業局長が定めるもの。

3 会長には企業局次長を、副会長には総務課長をもって充てる。

4 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(技術部会)

第7条 審査会の求めに応じ、専門的事項を調査審議するため、審査会に技術部会を置く。

2 技術部会は、施設課長、首席検査監、施設課課長補佐（技術総括）、施設課課長補佐及び検査監をもって構成する。

3 部会長には、施設課長をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、施設課で行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、建設業者の表彰に関し必要な事項は会長が定める。

付則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

付則

この規程は、公布の日から施行する。

付則

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

付則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。